

平成 28 年度

携帯電話フィルタリングサービス利用率調査結果報告書

三重県では、昨年度に引き続き携帯電話のフィルタリングサービスの利用率に関する調査を行い、調査結果を取りまとめました。本調査は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用率向上に資するために実施したものです。調査結果のポイントは、以下のとおりです。

●契約時のフィルタリングサービス利用率は 62.5%と昨年に比べ 3.4%の増加

調査に協力いただいた携帯電話販売店での携帯電話の契約件数（青少年が使用するものに限る）は 1,308 件あり、そのうち 817 件（62.5%）がフィルタリングサービスを利用していました。昨年の調査結果に比べてフィルタリングサービスの利用率が 3.4%上昇しました。

●契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除申出件数は 61 件

調査期間中に、携帯電話販売店を訪れ、契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除を申し出た件数は 61 件でした。

●フィルタリングサービスを解除した主な理由は、「利用したいサイトに接続できない」、「LINE機能の一部が使えない」

既に携帯電話を使用している方が、本調査期間中にフィルタリングサービスの利用の解除を行った主な理由は、「利用したいサイトに接続できない」、「LINE機能の一部が使えない」でした。

●フィルタリングサービスの普及には、保護者の理解が重要です

携帯電話販売店からは、フィルタリングサービスの普及のための課題として、保護者のインターネット被害に関する当事者意識が低いことや、フィルタリングサービスへの理解が重要といった意見が多く寄せられました。

今後も引き続き、ネット被害の現状やフィルタリングサービスに関する正しい理解に向けて、保護者や青少年に対して、広く周知を行います。

【調査概要】

- (1) 調査対象：三重県内携帯電話販売店 274 店舗
- (2) 調査期間：平成 28 年 10 月 16 日（日）から 10 月 31 日（月）まで（16 日間）
- (3) 回答数：274 店舗（回答率 100%）
うち有効回答数 272 店舗

【調査結果】

1 青少年が使用する携帯電話契約数

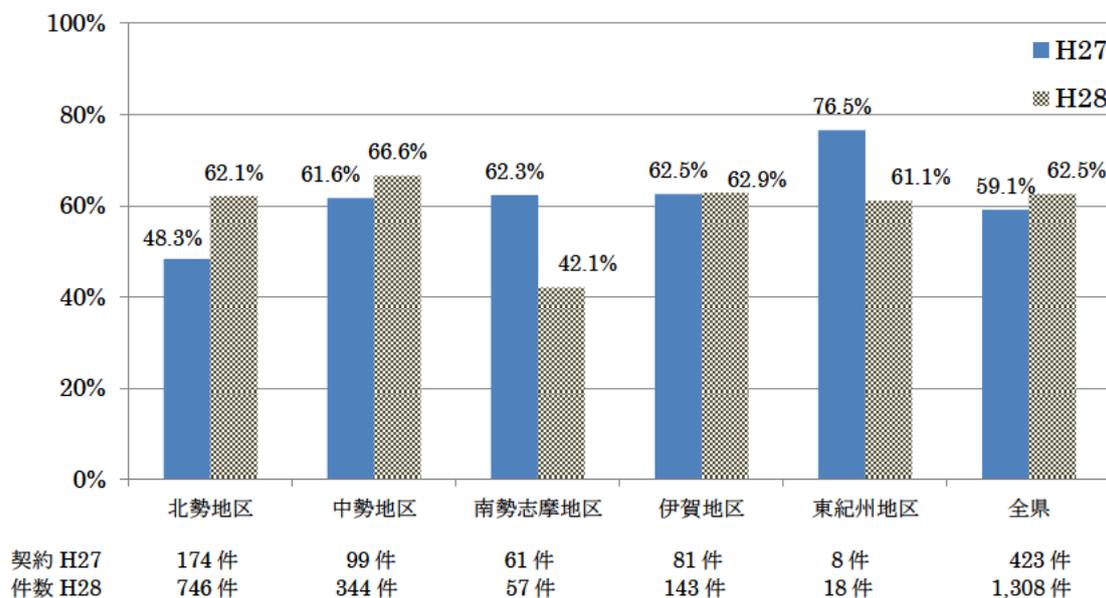
有効な回答のあった 272 店舗において、調査期間中に青少年が使用する携帯電話として契約された件数は 1,308 件でした。

これは 1 日あたりにすると、約 82 件となります。

2 フィルタリングサービス利用率

調査期間中に契約された青少年が使用者となる携帯電話について、フィルタリングサービスを利用した件数は 817 件であり、フィルタリングサービス利用率は 62.5%（前年比+3.4%）でした。

なお、地域別の利用率は、次のとおりでした。



※北勢地区：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢地区：津市、松阪市、多気町、明和町、大台町

南勢志摩地区：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

伊賀地区：名張市、伊賀市

東紀州地区：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

3 フィルタリングサービス不要申出の理由

青少年が使用者となる携帯電話の契約のうち、フィルタリングサービス不要の申し出があった件数は491件でした。

【不要申出の理由】

- ・保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に管理するため 411件（83.7%）
- ・青少年が就労しており業務に支障が生じるため 78件（15.9%）
- ・青少年に疾病や障がいがあり日常生活に著しい支障が生じるため 2件（0.4%）

※ 青少年健全育成条例で、保護者は、フィルタリングサービスを利用しない場合は上記3項目のいずれかの理由を付して、携帯電話事業者（販売店）に書面にて申し出ることが義務付けられています。

4 契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除

調査期間中に携帯電話販売店を訪れ、契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除の手続きを行った件数は61件でした。

なお、その理由について、回答のあった主なものは、次のとおりでした。

- ・利用したいサイトに接続できない。
- ・LINEの機能の一部が使えない。
- ・Twitter、Facebook等、SNSが利用できない。
- ・ゲームがダウンロードできない。
- ・利用したいサービスや機能が使えない。

5 携帯電話販売店からの主な意見

携帯電話販売店のフィルタリングサービスを普及する方法や課題等に関する主な意見は、次のとおりでした。

- ・子どもに言われるままフィルタリングサービスを解除する保護者が多い。
- ・親のネット知識を高めることが必要。子どもの方が分かっていることが多い。
- ・保護者の理解度が深まらなければ難しい。
- ・ネット犯罪を他人事のように思っている。
- ・犯罪被害に遭う危険性よりも、「不便」、「煩わしい」という意識の方が勝っている。

6 今後の主な取組

下記の取組のほか、教育委員会や警察、事業者とも連携し、フィルタリングサービスの利用率向上や、携帯電話（スマホ）・インターネット利用等にかかる家庭内のルールづくりが進むように取り組めます。

また、フィルタリングサービスを解除する理由として、「利用したいサイトに接続できない」、「SNSが利用できない」が挙げられていました。フィルタリングサービスにより閲覧が制限されているサイトでも、必要がある場合はそのサイトのみ閲覧制限を解除できるなど、フィルタリングサービスそのものを解除せずに閲覧することができます。フィルタリングサービスの適切な利用のためには、保護者の理解が重要となるため、一層の周知に努めます。

※閲覧制限の一部解除等の詳細については、各携帯電話事業者の提供するサービスによります。

(1) 保護者・地域・学校向け

- ア 小・中学生の保護者向けリーフレットの配布
- イ 街頭啓発
- ウ 保護者等への研修等
- エ PTA、校長会、私学協会等学校関係者への周知

(2) 携帯電話事業者向け

- ア 携帯電話事業者や販売店へのリーフレット配付
- イ 携帯電話事業者、教育委員会、警察等関係者による意見交換会の開催
- ウ 携帯電話販売店への立入調査の実施（年2回予定）

＜参考＞ 三重県青少年健全育成条例（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等）

第 18 条の 7 次に掲げる者（次項、第 18 条の 9 及び第 18 条の 10 において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 7 項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。次項及び次条第 2 項において同じ。）を提供する契約（以下この条及び次条第 3 項において「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結又は媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又は PHS 端末（次項及び第 18 条の 10 において「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。次項、次条及び第 18 条の 10 第 2 項において同じ。）

(2) 携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者

2 前項の場合において、当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年インターネット環境整備法第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（次条において「フィルタリングサービス」という。）及びフィルタリングソフトウェアの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

（フィルタリングサービス不要申出に係る書面の提出等）

第 18 条の 8 保護者は、青少年インターネット環境整備法第 17 条第 1 項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定によりフィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、第 1 項の規定により提出された書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

**携帯電話（PHS、スマートフォン含む）フィルタリングサービス利用状況調査
調 査 票**

- ① 店舗名・所在地・電話番号・ご担当者名欄を記入してください。
- ② 取り扱いキャリア欄には、取扱いのあるキャリア全てにチェックを入れてください。
- ③ 問1から問4について、調査期間中のキャリアごとの件数及び合計件数を記入してください。（取扱が1社の場合も、内訳欄と総件数欄の両方に記入してください。）

調査期間 平成28年10月16日（日）から10月31日（月）まで

回答期限 平成28年11月10日（木）

調査票送付先（FAX又は郵便） FAX：059-224-2270

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課

店 舗 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
ご 担 当 者 名	
取り扱いキャリア	<input type="checkbox"/> a u <input type="checkbox"/> ソフトバンク（Yモバイル含む） <input type="checkbox"/> ドコモ

アンケート区分	内 訳			総件数
	a u	ソフト バンク	ドコモ	
【問1】 インターネットが使える携帯電話を契約する際には、使用者が18歳未満の青少年であるかどうかを確認することが三重県青少年健全育成条例で義務付けられていますが、18歳未満が使用者となる契約（新規・契約変更）は何件ありましたか。				
【問2】 問1のうち、フィルタリングサービスを付けなかった契約は何件ありましたか。				
【問3】 問2の場合保護者はフィルタリングサービスを利用しない旨の申出書を提出することが上記条例で義務付けられていますが、申出書に記載された理由別の件数は何件ありましたか。（①+②+③は、問2と同数になります。）	① 就労			
	② 障がい、疾病			
	③ 保護者監督			
【問4】 調査期間中に、契約時に付けたフィルタリングサービスを外した件数は何件ありましたか。（来店による手続きに限ります。）				
【問5】 問4のフィルタリングサービスを外す理由について、分かる範囲で記入してください。				
【問6】 18歳未満の青少年が使用者となる携帯電話のフィルタリングサービスを普及する方法や課題等について、ご意見がありましたら記載願います。				